

奈良県個人情報保護条例及び奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年五月十六日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第一号

奈良県個人情報保護条例及び奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

(奈良県個人情報保護条例の一部改正)

第一条 奈良県個人情報保護条例(平成十二年三月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第六十一条第一項中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

(奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第二条 奈良県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成二十七年十二月奈良県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第五条第一項中「第十九条第九号」を「第十九条第十号」に改める。

附則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。